

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
新たな就職支援サイト活用促進事業（Web・SNS 広告）業務委託に係る
事業者選定委員会運営要綱

（趣旨）

第1条 山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・新たな就職支援サイト活用促進事業（Web・SNS 広告）業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 選定委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 新たな就職支援サイト活用促進事業（Web・SNS 広告）業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) 新たな就職支援サイト活用促進事業（Web・SNS 広告）業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 選定委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 選定委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、会務を総括する。

（会議）

第4条 選定委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 選定委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、事務局による持ち回りによる審査を実施することができる。

（庶務）

第5条 選定委員会の庶務は、総合県民支援局働く人・働き方支援課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和7年10月15日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所属		役職等	氏名	備考
府内評価者	総合県民支援局 働く人・働き方支援課	課長	奈良 知也	
	高度政策推進局 広聴広報グループ	広聴広報監	羽田 勝也	
外部有識者	国立大学法人山梨大学	特任教授	澤 伸恭	
	山梨県よろず支援拠点	コーディネーター	勝矢 恵美	